

事務事業調整報告書

協議項目	1 7 補助金、交付金等の取扱い	総務部会
協議細目	補助金、交付金等の取扱い	
<p>1 . 課題、問題点等</p> <p>地方自治体は、各種団体等に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付するなどの財政的支援を行っています。</p> <p>合併に伴い、従来行ってきた補助制度の内容と、これから建設していく新町の振興策とのかかわり、あるいは、新町の財政状況など、実情把握を十分行い、調整を図る必要があります。</p> <p>補助金については、公益上必要がある場合において交付することができるため（地方自治法第232条の2）、現行において各補助金の持つ機能、効果等が公益上十分発揮されているか検証を行い、新町の効率的な財政運営の観点から、公正かつ効率的に使用されるよう、整理合理化することが適当と思われます。</p> <p>具体的には、事業の目的や効果等を勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整することが適当と思われます。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 行政の総合性を確保するため、同種類別の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統合を図るとともに、各種施策の効率化を図る。(2) 政策的な補助及びその地域の特殊性にかかる独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、その目的、条件等を明確にした上、新町において公平性の観点から均衡を保つよう調整する。(3) 公共的必要性、有効性、公平性の観点から、整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。 <p>個々の補助金、交付金等にかかる調整方針については、該当する事務事業の協定項目において調整します。</p> <p>2 . 調整方針</p> <p>補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。(2) 独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。(3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。		

事務事業調整報告書

協議項目	17 補助金、交付金等の取扱い	総務部会
協議細目	補助金、交付金等の取扱い	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (事業補助金等)		
項目	浜 坂 町	温 泉 町
総務費	ふれあいセンター等施設整備事業補助金 地域主体のまちづくり事業補助金 街路灯等設置事業補助金 地方バス路線維持補助金 航空機利用助成金事業補助金 屋内放送施設補助金	湯めぐりエクスプレス運行事業補助金 景観形成事業補助金 町民海外派遣研修交付金 青少年海外研修 地域振興事業 但馬空港利用促進補助金 町民バス運行補助金 地方バス路線維持対策補助金
民生費	社会福祉法人等利用者負担額減免措置事業補助金 精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金 単位老人クラブ補助金	特別養護老人ゆむら運営補助金 特別養護老人ゆむら施設整備補助金 デイサービス運営補助金 高齢者等住宅改造成業補助金 しあわせ相談所運営費補助金 いずみ共同作業所(小規模作業所)運営費補助金 わくわくホ-ム「いずみ」運営補助金 精神障害者居宅介護等事業運営補助金 郡障害者社会参加促進事業補助金 家族介護者ヘルパ-受講支援事業補助金 社会福祉法人等利用者負担額減免措置事業補助金
衛生費	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 生ごみ自家処理容器購入費補助金 ふれあい資源ごみ集団回収運動奨励金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 水洗便所等改造資金利子補給補助金 水洗便所等改造奨励補助金 生ごみ処理器助成補助金
労働費		若者定住就労奨励補助金 若者定住及び雇用促進奨励補助金 若者定住住宅資金利子補給事業補助金
農林水産業費	認定農業者規模拡大支援事業奨励金 町農業振興資金利子補給金 農産加工女性グループ等育成事業費補助金 ビニールハウス設置経営助成事業補助金 環境保全型農業育成事業補助金 棚田保全活動助成金 国内農業生産流通体制整備強化対策事業補助金 地元産米消費拡大対策事業交付金 中山間地域等直接支払交付金 畜産振興推進活動事業補助金 子牛代金前払い制度利子補給金 優良雌子牛保留対策事業補助金 農業小学校事業補助金 水田農業経営確立対策推進活動費交付金 捕獲柵設置補助金 作業道開設事業補助金 森林技術者確保対策事業補助金 漁業振興事業補助金 外来魚緊急駆除事業補助金 環境対策育林事業補助金	農協近代会資金利子補給金 町単農業振興事業補助金 農業用廃プラスチック適正処理対策協議会補助金 農業生産総合対策事業補助金 転作定着化推進事業交付金 農業経営基盤強化資金利子補給補助金 転作推進対策事業補助金 畜産振興事業補助金 子牛流死産互助共済事業 山地畜産確立事業補助金 堆肥化処理施設建設事業補助金 新規就農実践事業補助金 中山間地域等直接支払交付金 林業振興事業補助金 林業担い手対策事業補助金 環境対策育林事業補助金 森林整備地域活動支援事業交付金
商工費	企業立地奨励事業助成金 公共職業訓練等通所助成金	中小企業緊急安定化対策資金利子補給事業補助金

事務事業調整報告書

協議項目	17 補助金、交付金等の取扱い	総務部会
協議細目	補助金、交付金等の取扱い	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (事業補助金等)		
項目	浜 坂 町	温 泉 町
土木費		集落内狭小道路整備事業補助金
消防費	消防衣服等購入補助金	消防器具管理交付金
教育費	中学校部活動選手派遣補助金 浜坂高校麒麟獅子舞サークル補助金 トライやる・ウィーク推進事業補助金 遠距離通学費補助金 (幼・小・中学校) 自然学校推進事業補助金 いきいき学校応援事業補助金 中学校海外研修補助金 家庭教育支援事業補助金 地域改善対策奨学奨励助成金 各種スポーツ県大会参加事業補助金 各種スポーツ県大会主催事業補助金 青少年国内外体験航海学習参加補助金	教育研修所運営費交付金 自然学校推進事業補助金 (小学校) 遠距離通学費助成補助金 (幼・小・中学校) 総合的学習研究事業補助金 (小・中学校) 特殊学級訓練助成補助金 (小学校) 職員研修費補助金 (幼・小・中学校) 修学旅行付添費補助金 (小・中学校) 園児・児童・生徒指導費補助金 (幼・小・中学校) 課外活動費補助金 (小・中学校) 但馬へき地教育研究事業補助金 (小学校) 大会選手派遣費・登録料補助金 (中学校) トライやる・ウィーク推進事業補助金 (中学校) 進路指導費補助金 (中学校) 学校交流事業補助金 (中学校) 研究発表事業補助金 (幼稚園) 郡幼稚園教育研究会事業補助金 (幼稚園)

事務事業調整報告書

協議項目	17 補助金、交付金等の取扱い	総務部会
協議細目	補助金、交付金等の取扱い	
3 - 2 . 事務事業現況比較表 (団体補助金等)		
項目	浜坂町	温泉町
議会費	議員互助会活動事業補助金 政務調査費補助金	議員互助会補助金 議員 (広報) 活動交付金 議員福利厚生費交付金
総務費	連合自治会運営費補助金 職員福利厚生事業費補助金 浜坂駅活性化推進協議会補助金	区長協議会補助金 職員福利厚生費交付金 ふるさとおんせん会運営補助金 入湯税取扱組合交付金
民生費	遺族会助成金 傷痍軍人会補助金 身体障害者福祉協会補助金 民生委員協議会補助金 社会福祉協議会補助金 地域改善対策推進協議会交付金 老人クラブ連合会補助金 社会福祉協議会補助金 (ユービーア分) 保育所協議会補助金 私立保育園運営費補助金 手をつなぐ育成会補助金 子ども会育成連絡協議会補助金	民生委員児童委員活動等補助金 社会福祉協議会補助金 遺族会補助金 身体障害者福祉協議会補助金 手をつなぐ育成会補助金 社会福祉協議会補助金 (福祉基金運用分) 老人クラブ補助金 老人クラブ連合会補助金 老人いこいの会 保育園協議会補助金 子ども会育成会運営補助金 婦人共励会補助金
衛生費	いずみ会補助金	消費者の会補助金 資源ごみ回収団体補助金
労働費		杜氏組合補助金
農林水産業費	農業委員会互助会助成金 農会長会営農推進活動助成金 営農団体推進活動助成金 つちかおり米部会補助金 みかた有機米部会補助金 林業研究グループ活動補助金 緑の少年団運営費補助金 岸田川漁協繁殖保護事業補助金	農業委員会委員活動交付金 農会長協議会補助金 岸田川漁業協同組合補助金 兵庫県畜産共進会協議会補助金 農作業受委託組織育成事業補助金
商工費	杜氏組合補助金 商工会補助金 浜坂商店街活性化補助金 産業観光振興協議会補助金 くらしの会補助金 観光協会補助金 川下祭事業補助金	商工会補助金 観光協会補助金
消防費		自主防災活動交付金 消防団年末警戒・正副分団長会議交付金
教育費	連合PTA運営費等補助金 障害児教育研究会補助金 浜坂高等学校PTAクラブ後援会補助金 青少年育成推進協議会補助金 婦人会補助金 国際交流協会補助金 同和教育協議会補助金 文化協会補助金 体育協会補助金 麒麟獅子マラソン大会実行委員会補助金	但馬道德教育研究会補助金 青年会補助金 PTA協議会団体補助金 文化協会運営事業補助金 婦人会運営事業補助金 文化財保護団体補助金 体育協会補助金

補助金、交付金等の取扱いに関する法令等

【補助の意義】

地方公共団体の行う補助は、公益上の必要性という制約の下で行わなければならない、特定の事業を促進・助成するために、相当の反対給付を受けることなく、その事業主体に対して金銭等（通常、補助金という。）を交付することをいいます。

補助金は、奨励金・助成金・交付金・給付金等々と呼ばれ、用途を特定した行政目的をもって支出されます。そのため、その用途に制約をつけ、相手方に対し一定の行政的監督を行うことができます。

「公益上の必要性」とは、次のような判断基準で整理されます。

支出の目的、趣旨

他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性

補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか

補助金を受ける個人また団体の性格（構成員、役員等の状況）、活動状況

他の用途に流用される危険がないか

支出手続、事後の検査体制等がきちんとしているか

目的違反、動機的不正、平等原則違反、比例原則違反など裁量権の濫用・逸脱にならないか

【地方自治法（抜粋）】

（職務）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体があ借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものについても、また同様とする。

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。